

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年5月28日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
奈良中学校 旗ポール撤去工事
- 2 履行(納品)場所  
横浜市青葉区すみよし台36-3  
横浜市立奈良中学校
- 3 契約日  
令和8年5月1日
- 4 履行日又は履行期間  
令和8年5月12日
- 5 契約金額  
294,800円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
有限会社 佐藤組  
横浜市港南区野庭町562-14
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
奈良中学校の旗ポールの土台に亀裂が入りポールが傾き、ポールが倒れる可能性が高い状態であった。このままでは、生徒や教職員に危険が及ぶ恐れがあったことから、緊急契約にて急ぎ撤去を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立奈良中学校